

今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会 第1回 福祉型障害児入所施設ワーキンググループ における主なご意見

※ 第1回福祉型障害児入所施設ワーキンググループで頂いたご意見を事務局において整理したもの

【検討事項1】

利用児童の状態像を踏まえ、障害児入所施設での暮らしについて、
どのような生活を目指すのか。

主な構成員ご意見【検討事項 1】

1. 利用児童の状態像を踏まえ、障害児入所施設での暮らしについて、どのような生活を目指すのか。

【主な論点】

① 障害児入所施設での暮らしについて

○ 福祉型障害児入所施設に入所する児童に対して、どのような生活を保障していくのか。

- ・ 小規模化・ユニット化に伴って、可能であれば定員 6 名以下、及び対応職員は 4 人以下が望ましい環境ではないかと考える。
- ・ 生活に密に接する職員を限定することによって、一人一人によりきめ細やかな対応や対話を行うことができ、アタッチメントを形成することが可能となっていくと考える。
- ・ 小規模化した施設で生活しているこどもたちにアンケートを実施した結果、全員から「よかった」という声があり、障害があっても家庭的に目が行き届いて、大人を信頼して、アタッチメント形成されるような家庭的な暮らしが重要である。
- ・ 小規模化の職員配置については、児童養護施設以上の配置の検討が必要である。
- ・ 家庭的な小規模化、生活単位に近づけた小規模化については、家庭により近づけた形でこどもたちが生活できるよう施設の日課やルールの見直しの検討が必要である。
- ・ 基本的な生活習慣や対人関係スキルについて、家庭という視点で支援を行うことが重要である。
- ・ 家庭的養護を目指すための小規模化には、アタッチメントとパーマネンシーが重要であり、職員が頻繁に替わる体制では、こどもは誰に養育されているのか、誰にケアされているか分かりづらい状況が発生する。こどもから見て、固定した職員で、安定した、安心できる関係性をどうやってつくっていくのか検討が必要である。
- ・ こどもと職員の安定したコミュニケーションについて、入浴、食事、その後の時間帯が大切なポイントとなり、そこでの関係性の強化は重要と考える。また、そのような体制であっても職員の休暇が保障される仕組みについても検討が必要である。
- ・ 障害児入所施設に入所中のこどもと家族の関係をしっかり作っていくことが重要である。

主な構成員ご意見【検討事項1】（続き）

1. 利用児童の状態像を踏まえ、障害児入所施設での暮らしについて、どのような生活を目指すのか。（続き）

【主な論点】

② 施設の小規模化に対応した家庭的養育の推進について

○ 施設の小規模化を進めて行く中で、更に家庭的な生活を目指す観点から、どのような方策が考えられるか。

- ・ 集団生活にありがちな日課やルール、誰に対しても平均的な対応等をなくして、一人一人の自主性や自発性を重んじる支援に転換させていくことが重要である。
- ・ 小規模化・ユニット化によって、その時々融通性や即時性の効いた対応が可能となると考えるが、職員間の学びと、連携が重要である。
- ・ 家庭的な環境については、職員の感覚、職員の今まで生まれて育ってきた環境を伝えてしまうことがある。家庭的な環境について指針等が必要と考える。

③ ケアニーズが高い児童の対応について

○ 被虐待児や強度行動障害の状態を有する児等、ケアニーズが高い児童への更なる支援の強化についてどう考えるか。

- ・ 虐待を受けたこどもたちに対するトラウマインフォームドケア等のトラウマに対するケアについての検討が必要である。
- ・ 強度行動障害の状態にあるこどもたちには、環境を整えた集中的なケア等の検討が必要である。
- ・ こどもの状態に応じて、基準にこだわらない職員配置の検討、集中的な支援体制の検討が必要である。
- ・ 強度行動障害の状態にある児童等についての集中的な支援は、スキルに裏づけされた支援が重要である。
- ・ ケアニーズの高い児童について、こどもに安心感や安全感を獲得してもらうためには、こどもの存在そのものを尊重するというウェルビーイングをまず保障していくことが重要である。ケアワークをベースにしつつ、加えて専門職員がそれぞれの障害の特性に応じたサポートが出来ることが重要である。

主な構成員ご意見【検討事項 1】（続き）

1. 利用児童の状態像を踏まえ、障害児入所施設での暮らしについて、どのような生活を目指すのか。（続き）

【主な論点】

④ 障害児入所施設に入所する児童の日中の育ちと暮らしの充実について

○ 入所中の児童に対して日中活動の充実についてどう考えるか。

- ・ 日中活動については、地域の幼稚園や保育園、児童発達支援、放課後等デイサービス等の地域の資源をできるだけ利用しながら、地域の中で子どもたちを育てていくという観点が重要である。
- ・ 日中活動については、外出の自由等、地域とつながり、年齢に応じた社会経験を、どう保証するかの検討が必要である。
- ・ 自己完結型の施設であってはならないと考える。家庭環境が難しい場合は、里親と関わりながら、家庭的なものをつくっていき、乳幼児であれば、幼稚園や児童発達支援の利用等、外部の資源を有効に使うことも検討が必要である。
- ・ 普通級に通う児童、高校受験を行う児童等についても個別に支援できる体制の検討が必要である。

⑤ 意思決定支援について

○ 福祉型障害児入所施設における意見表明の推進をどう考えるか。

- ・ 「こどもの権利ノート」について、障害児入所施設での活用が可能となるよう、障害児の状況にあった「こどもの権利ノート」の作成が必要と考える。
- ・ 意見表明等支援事業については、障害児入所施設で生活する子どもたちにも、事業が利用できるような環境設定の検討が必要である。
- ・ 意思決定支援においても、継続的に一緒に生活することは重要である。

⑥ その他

- ・ 現員ではなく、生活単位ごとにまとめた給付となるような仕組みの検討が必要である。

【検討事項2】

利用児童の状態像に応じた施設類型の在り方について整理する。

主な構成員ご意見【検討事項2】

2. 利用児童の状態像に応じた施設類型の在り方について整理する。

【主な論点】

① 基本報酬と基準の統一化について

○ 福祉型の施設類型（知的・自閉・盲ろう・肢体不自由）についてどう考えるか。

- ・ 地域によって人口や施設数が違い、地域性があると考えてるが、地域によっては、障害児入所施設を様々な障害の児童が利用することから、児童の実態に合わせた職員配置や個々の支援の実態にあう加算の検討が必要である。
- ・ 人口減少や、希望する施設が遠方にある等の実態を踏まえ、福祉型だけでも様々な障害の児童を受け入れ、身近な地域で入所できることを目指していくことが考えられる。
- ・ 現在の主たる障害の支援の良さを生かしながら、その他の障害の児童も受け入れている現状があり、一元化していくことも可能ではないかと考える。
- ・ 複数の障害を併せ持つ児童が多い中、入所施設の障害種別を分類することに限界が来ているのではないかと考える。
- ・ 障害種別毎の類型をなくし、保育士、児童指導員を同一水準にして、個々の指導員、専門職員を児童の状態像とか施設の方針に従って配置する等の検討が必要である。
- ・ 施設類型に関わらず入所児童がいることから、施設類型について検討するより、こども一人のケアニーズに合った配置を検討することが重要である。ST、PT、OT等を、必要な児童に配置できるような仕組みの検討が必要である。
- ・ 障害児施設が児童家庭支援センターの機能を持ち、様々な児童のニーズに応える必要があると考える。
- ・ こどもの状態像に合わせ、年齢や人数等のメンバー構成を柔軟に構成出来るようにし、その構成に応じた職員の専門性の確保が重要である。

主な構成員ご意見【検討事項2】（続き）

2. 利用児童の状態像に応じた施設類型の在り方について整理する。（続き）

【主な論点】

② 新たな施設類型の創設について（障害児グループホーム（仮称）の創設）

- 福祉型入所施設においては、入所児童が減少し定員の規模を小さくする、もしくは児者転換を行い障害児入所施設がなくなる地域が出てきている中、住み慣れた地域で、入所施設と同様の育ちと暮らしの支援が受けられるよう、新たな仕組みについてどう考えるか。
 - ・ こどもたちの実態や状態像に合わせた障害児グループホーム（仮称）の検討が必要である。
 - ・ 障害児グループホーム（仮称）は、児童家庭支援センターや児童発達支援センターの機能等の地域づくりも含めた検討が必要である。
 - ・ 児童養護施設は、基本的に本体施設があって地域小規模があり、同様に障害児グループホーム（仮称）においても本体施設のバックアップ、または法人のバックアップが重要であり、バックアップ体制がとれるような法人が創設出来る等の仕組みの検討が必要である。
 - ・ 障害児グループホーム（仮称）は、慎重に議論し、こどもの権利が守られ、育まれるような、バックアップ体制を義務づける等の検討が必要である。
 - ・ 乳幼児は、障害児グループホーム（仮称）ではなく、家庭養育または家庭的養育を前提にしたほうが良いと考える。
 - ・ ファミリーホーム（第2種社会福祉事業）では児童の半数以上は障害のある児童であり、その中で、こどもの権利を守り、こどもを育むという、児童のニーズに応えている実態がある。社会的養護施策と障害児施策が連携し、ファミリーホームをサポートするような体制の整備が必要である。
 - ・ 慎重な検討を前提として、障害児グループホーム（仮称）は障害児支援事業所がない地域等、人口減少等に対応する形で必要な形態であり、人員配置やバックアップ体制について検討が必要である。

主な構成員ご意見【検討事項2】（続き）

2. 利用児童の状態像に応じた施設類型の在り方について整理する。（続き）

- ・ 障害児グループホーム（仮称）は、児童の状況に合わせて複数の形態が考えられる。例えば、感覚器官の障害のある児童は、その特性に合わせた創設等の検討が必要である。
- ・ 第1種社会福祉事業が望ましいが、第2種社会福祉事業として検討する場合、行政、自治体も含めたチェック機能等の整備の検討が必要である。
- ・ 障害児グループホーム（仮称）を障害児入所施設が行う場合に、現状のサテライトとの違い等を整理する必要がある。
- ・ 障害児グループホーム（仮称）は、者のグループホームを前提と捉えられてしまう可能性があり、障害児ファミリーホーム、ファミリーハウス等、家庭養護の意味合い等を示す必要がある。
- ・ 障害児グループホーム（仮称）は、大規模な施設から小規模ユニット化の延長によるグループホームであると考ええる。
- ・ 乳幼児はより手厚い支援が必要であるため、基本的には小規模ユニット化の延長によるグループホームであれば、フォローが可能と考える。
- ・ 障害児グループホーム（仮称）について、児童のニーズに合った支援を受けられるようにするため、仕組みを複雑にせずに分かりやすい制度にすることが重要である。
- ・ 要保護家庭について、家族支援も継続でき、保護者も児童と面会する等しながら、状態像に応じて家族再統合も検討する等、障害児グループホーム（仮称）の創設のメリットも考慮しながら慎重な検討が必要がある。
- ・ 児童養護施設等においても分園化ではない独立した障害児グループホーム（仮称）という事業を実施できれば、児童養護施設の児童も障害児入所施設に移らず、職員の継続性も維持しながら生活が続けられるのではないかと考える。